

とちぎ市民活動推進センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ市民活動推進センター設置条例（平成16年栃木市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の登録)

第2条 条例第5条に規定する者でセンターの施設、付属設備等（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、とちぎ市民活動推進センター登録申請書（別記様式第1号）を指定管理者に提出して、とちぎ市民活動推進センター登録証（別記様式第2号。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。

2 登録内容に変更があったときは、登録証を添えて届け出るものとする。

(登録証の有効期間)

第3条 登録証の有効期間は、登録証の交付の日から当該交付を受けた日が属する年度の翌年度の末日までとする。

(登録の無効)

第4条 第2条の規定により登録した者が虚偽の申請により当該登録をしたときは、当該登録は、無効とする。

(利用許可の申請)

第5条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめとちぎ市民活動推進センター施設等利用許可申請書（別記様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請が適当であると認め利用の許可を決したときは、とちぎ市民活動推進センター施設等利用許可書（別記様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（利用料金の返還）

第7条 条例第9条ただし書きの市長が定める基準は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 設備のき損、故障等により、利用することができなくなったとき。
- (2) 前号以外で、利用者の責に帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。

（施設等のき損等の届出）

第8条 センターを利用する者は、利用中に施設等のき損及び異常が認められたときは、直ちに届け出なければならない。

（運営委員会）

第9条 条例第12条の規定により設置するとちぎ市民活動推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、委員15人以内で組織し、市民、ボランティア・NPO団体、利用者、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

- 2 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は、運営委員会の議長となり運営委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(補 則)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 3 月 1 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。